

武蔵野市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内（以下「市内」という。）で事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力することにより推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、警察及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他の暴力団排除活動の推進を目的とする団体（以下「暴追都民センター等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

(1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市、警察又は暴追都民センター等に当該情報を提供すること。

(2) 市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。

(3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(市の行政対象暴力に対する措置)

第6条 市は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、市又は市の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、市の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「市の契約」という。）及び公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等市の事務又は事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市が設置する公の施設における措置)

第9条 市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で、市が設置する公の施設を管理するもの（以下「指定管理者」という。）を含む。）は、市が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例に規定するもののほか、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(警察への協力要請)

第10条 市長その他の市の執行機関は、第6条から前条までの措置（指定管理者にあつては、同条の措置）を講ずるにあたって必要があるときは、市内を管轄する警察署長及び警視庁において暴力団排除活動に関する事務を担当する部署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求める

ことができる。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動を自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する措置等)

第13条 青少年の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が市民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。